

廃炉作業員と福島原発事故の現実

なすび（被ばく労働を考えるネットワーク）

・労働災害（表1：年度別東電報告「作業災害」）

もとより工程優先で仮設的な現場作業で、安全軽視が明らかだった。

さらに、増大する汚染水問題、東京オリンピック開催決定と首相の1F視察で現場への負担（作業内容・量の増大と長時間労働）。これらにより、重大作業災害の増大。

2015年のロードマップ見直し（工程優先から「安全重視」への転換）等により、死亡・重大事故は減少した。→逆にそれまでの安全軽視が証明された。

・労働環境（表2：年度別積算被曝線量）

収束・廃炉作業での平均被曝量は、通常原発の約10倍。

東電は昨年より労働環境の改善をアピール。現在は敷地内の9割が全面マスクなしで作業。しかし、建屋周辺での作業は全面マスク・タイベック・タングステンベストが必要。

東電社員の最大・平均被曝線量はいずれも年を追う毎に減っている。下請労働者の被曝線量は平均は下がって来ているが（特にロードマップ見直し後は顕著）、最大被曝量はあまり変わらない。→高線量作業の状況はあまり変わっていない。

「燃料を取り出せば原子炉のリスクは下がるが、作業員には高いリスクとなる。非常に難しい意思決定が必要。震災のときも津波警報の中で現場に行ってもらった。どうしてもやらないといけないときはある」（東電廃炉推進カンパニー最高責任者・増田尚宏氏）（産経新聞 2017.2.26）

・雇用・賃金

東電は2次下請までしか認めていないが、重層下請による賃金ピンハネ等の弊害は相変わらず。

2013年11月の東電「緊急安全対策」による割増賃金加算（事実上の危険手当：1万円→2万円）が徐々に賃金に反映。現在は多くの労働者に割増賃金支給されるが、およそ4千円前後。

2016年9月、元作業員39人が未払い手当計約7千万円の支払いを求めて提訴（元請東芝・下請4社の中間搾取、東電の監督義務違反）。

業者の法令違反：福島労働局監督指導結果（2016年1月～6月）：118事業場に監督指導、労働基準関係法令の違反が53事業者（違反率44.9%）、違反件数は94件。

・長期健康管理

健康管理手帳の対象外：発病までの潜伏期間が長く重篤な結果を起こす疾病（がん、じん肺、中皮腫など）にかかるおそれのある仕事について人が、手帳の発行を受け健康診断を無料で受診できる制度があるが、原発労働は対象外。

収束作業で国が健康診断を行う人は、特定高線量作業従事者で50mSvを超える被曝をした人のみ。50mSv以上で白内障検査：831人（下請は約330人）、100mSv以上でがん検診：167人。50mSv以下の労働者は各自で健康診断を受けるが、結果は国に提供することを求められている。

・特例緊急作業における被曝限度の緩和

過酷事故などの特例緊急作業における被曝限度を100mSvから250mSvへ緩和（2016年4月）。

本来、緊急作業は志願による作業員が行うもので、労働契約により賃金の対価として行われるべきでない。

※ 収束・廃炉作業は、国策事業で発生した事故による危険作業であるにもかかわらず、労働者の安全・健康はないがしろにされている。

※ 他の労働災害や原爆被爆者と比べても、健康被害に対するサポートは極めて不十分で、東電・

業者のみならず国も収束・廃炉作業労働者を使い捨てている。

※ 特に、労働者の約半数が福島の労働者、すなわち震災被災者・原発事故被害者であり、二重の被害を受けている。

【参考】収束・廃炉作業での被曝による労災認定、損害賠償

・電離則による労災対象疾病：白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫、非ホジキンスリンパ腫

・福島事故後の労災申請 11 件：認定 3 件、不支給 3 件、調査中 4 件、取り下げ 1 件（2016 年 12 月 16 日段階）。

・認定 1 件目：急性骨髄性白血病（19.8 mSv、認定時 40 代）：あらかぶさん

2011 年 10 月～2013 年 12 月（立ち入り日数 327 日）、東電福島第一原発で 4 号機・3 号機建屋カバーリング工事や雑固体焼却施設の設置工事、第二原発で耐震化工事、九州電力玄海原発の定期検査。2016 年 11 月損害賠償提訴（東電。九電）

・認定 2 件目：急性骨髄性白血病（55.4 mSv、認定時 50 代）

2011 年 4 月～15 年 1 月、第一原発でがれきの撤去や汚染水の処理に使う機械の修理業務

・認定 3 件目：甲状腺がん（149.6 mSv, 事故後 139.12 mSv、認定時 40 代）

東電社員、1992 年入社～2012 年 4 月まで放射線管理区域の業務。11 年 3 月の事故は屋外で遭遇、その後は原子炉の水位計の確認や燃料の給油など。

・不支給の北海道男性（50 代）：膀胱がん、胃がん、結腸がんを独立に発症

2011 年 7 月～10 月、福島第一原発で人力でのがれき撤去作業など。記録上は 56・41 mSv だが線量計未装着での作業がある。2015 年 1 月不支給決定、審査請求・再審査請求は 2016 年 9 月までに棄却、2017 年 2 月労災認定を求め提訴。2015 年 9 月損害賠償提訴（東電、大成建設ほか）。

表 1：東電報告「作業災害」（東電発表データを元に作成）

年度	死亡	(休業14日以上)	
2010	2	1	(いずれも津波・地震・水素爆発による)
2011	0	3	
2012	0	3	
2013	1	3	(死亡事故は3/28) ←9月オリンピック決定、10月汚染水流出相次ぐ
2014	1	6	
2015	1	1	←6月長期ロードマップ見直し、8月厚労省安全ガイドライン
2016	0	1	(11/30まで)

表 2：収束・廃炉作業年度別積算被曝線量（東電発表データを元に作成）

年度	最大		平均		
	東電社員	下請労働者	東電社員	下請労働者	
2011	678.8	238.42	25.15	10.06	(2011年3月を含む)
2012	54.1	43.3	4.49	5.9	
2013	41.9	41.4	3.24	5.51	
2014	29.5	39.85	2.3	5.29	
2015	24	43.2	1.85	4.52	←6月長期ロードマップ見直し
2016	11.85	38.83	1.03	2.5	(1月まで)